

令和6年度 駒ヶ根市物品購入等 競争入札参加資格者の指名停止措置一覧

No	商号又は名称	指名停止期間		指名停止要領 措置基準	指名停止の理由(概要)
1	葉隠勇進株式会社	令和6年7月9日から 令和6年9月8日まで	2か月	別表第2第5号 (独占禁止法違反)	対象会社は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められるため。
2	株式会社魚国総本社	令和6年 7月9日から 令和6年11月8日まで	4か月	別表第2第5号 (独占禁止法違反)	対象会社は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められるため。
3	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	令和6年12月24日から 令和7年 2月23日まで	2か月	別表第2第5号 (独占禁止法違反)	対象会社は、民間企業や官公庁など9社・団体との保険契約に関し、入札や見積合わせで保険料の水準を調整したり、受注予定者を決定したりして競争を実質的に制限しており、令和6年10月31日に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められるため。